

楽々IOTサイネージ 屋外設置 について

○ 参考 申請関係



イソンジャパン株式会社

楽々IOTサイネージ屋外設置について

	自社広告のみ	一般広告 表示を行う	備考
関係法律	設置：道路交通法 ：建築法律 ：美観条例（景観条例）	設置：道路交通法 ：建築法 ：広告条例 ：美観条例（景観条例）	
届け出、認可対象	地元 区、市町村 例：都市整備部土木管理課占用グループ	地元 県、東京都、区、市町村 広告物担当係り 例：広告 池袋 <u>都市整備部土木管理課</u>	
申請書類名	道路占用許可申請書 敷地内であれば不要	道路占用許可申請書 屋外広告物許可申請書（別紙）	「道路占用許可」と併せて、所轄警察署長より「道路使用許可」を受けなければなりません 表示面積が2平方メートルを超える看板には道路占用料がかかります。 申請手数料がかかります。

その他：地元の自治会、組合など任意団体が制定している場合もあります。銀座など

池袋の担当

(担当)
都市整備部 土木管理課 占用グループ
(電話番号)
03-4566-2672

※ 表示されている場所が、国道や都道でありましても、屋外広告物申請書はそれぞれの区、市町村に提出することになっています。

東京都

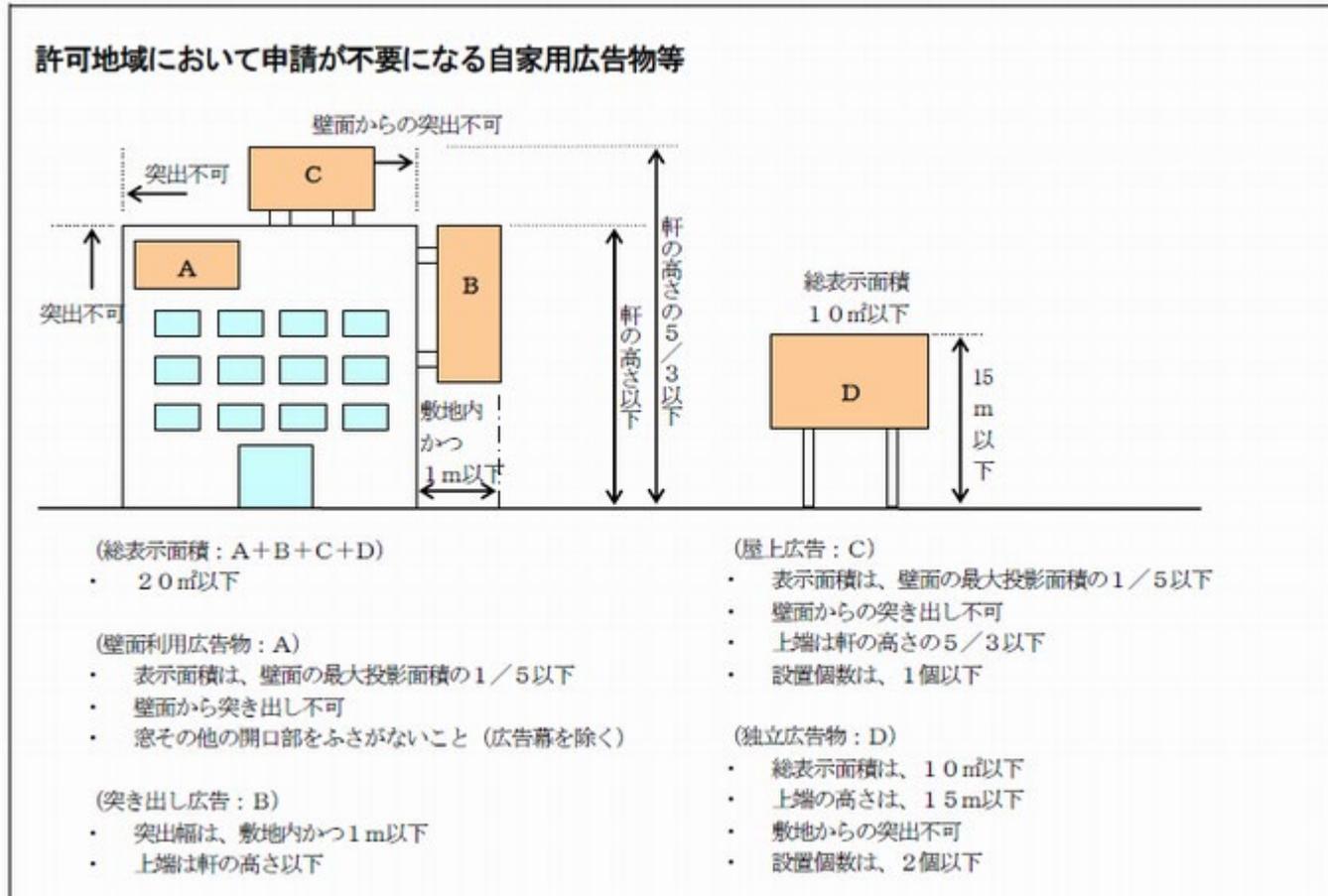
東京都の広告関係物書式 一式 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当

こちらが申請書関連参考ページ

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_shosiki.htm

自家用広告は申請不要 但し20平方メートル以下

自家用広告物は、表示面積の合計が20平方メートル以下（禁止地域は15平方メートル以下）で一定の基準を満たすものについては適用が除外され、許可も不要です。



道路占用のルール (敷地外)

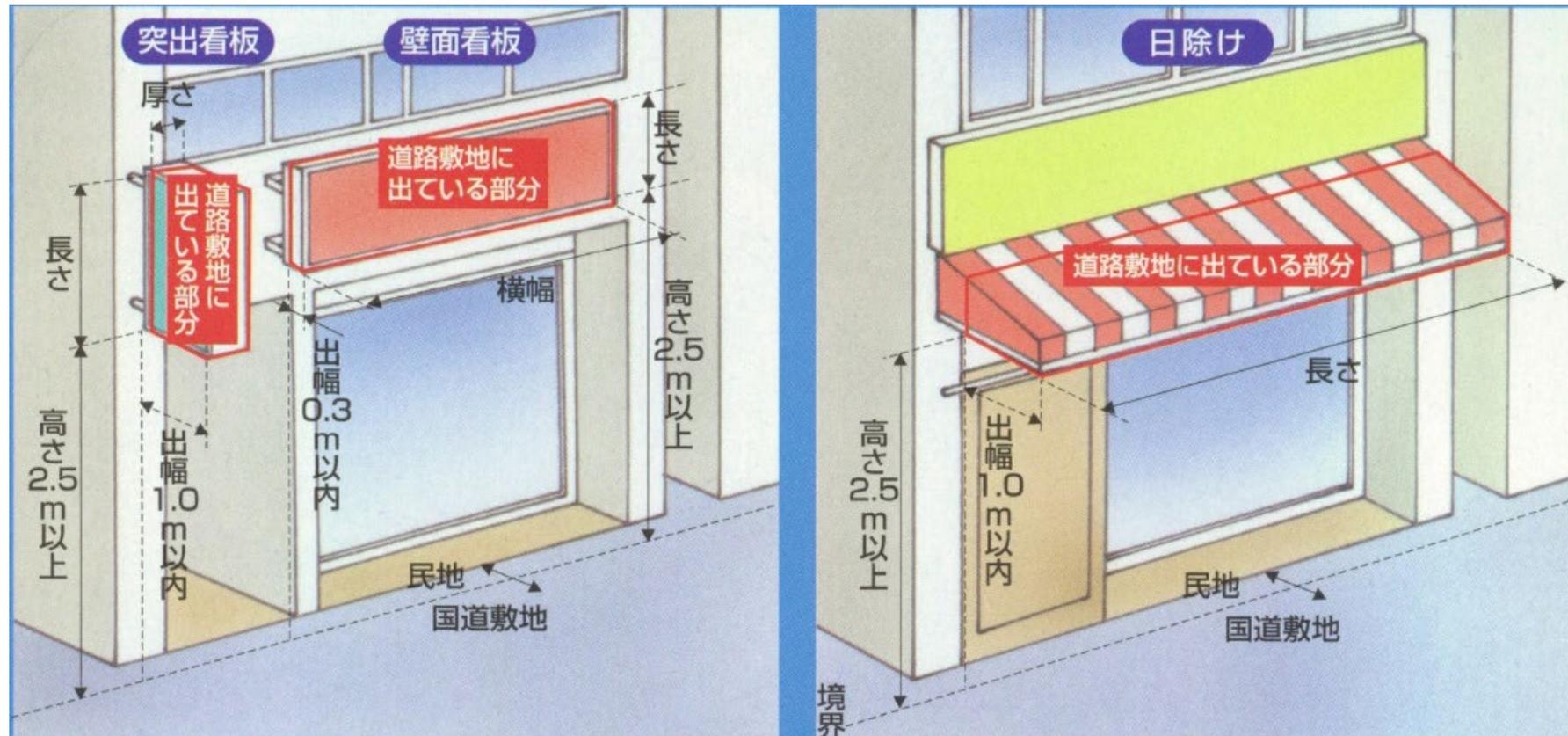
ご参考

突出看板及び日除けの場合は、出幅1.0 m以内となります。

壁面看板の場合は、出幅0.3 m以内となります。

突出看板・日除け・壁面看板の最下部と路面との距離は、高さ2.5 m以上となります。

看板は、個人で2物件まで許可となります。



※ビル工事等で歩道の切下げが伴う場合は、あわせて「道路工事施行承認申請」も必要になります

東京都広告 種類と許可権者

ご参考



屋外広告物の種類と許可権者

許可権者		市長、瑞穂町長 (※)	多摩建築指導事務所長(東京都)	申請先
広告板	①屋上 ②地上(建植)	×	○	市、瑞穂町の窓口 (※※)
	③壁面	表示面積20㎡以下のもの	表示面積20㎡を超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)
	④突出	① 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡以下のもの	① 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡を超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)
		② 3面表示の広告板 総面積20㎡以下のもの	③ 3面表示の広告板 総面積20㎡を超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)
⑤広告塔	高さ2m以下のもの	高さ2mを超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑥小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾	×	○	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑦広告幕、立看板等、 広告旗、はり紙、はり札等	○	×	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑧アドバルーン	電飾なし	電飾あり	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑨電柱・街路灯柱利用広告、 標識利用広告(※※※)、 車体利用広告	×	○	市、瑞穂町の窓口 (※※)	

※ 日の出町、奥多摩町、檜原村については多摩建築指導事務所長

※※ 日の出町、奥多摩町、檜原村及び複数の市域にかかる申請(車体利用広告等)は多摩建築指導事務所の窓口

※※※ 標識利用広告とは、消火栓標識やバス停標識等を利用した広告物です。

注: 複数の広告物を申請される場合で、市長許可分と多摩建築事務所長許可分とがある場合(例えば壁面広告板と地上設置広告板)は、それぞれに申請書・手数料が必要です。

上図の番号は「屋外広告物の種類と許可権者(表)」に対応しています。

東京都では、都全域を東京都景観計画の対象範囲としています。

その中で、地区区分を設定し、景観基本軸、景観形成特別地区及び一般地域において、それぞれ良好な景観の形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）を定めています。一定規模以上の行為を行われる方は、これらを踏まえた上で届出が必要です。

東京都景観色彩ガイドライン

東京都景観色彩ガイドラインは、東京都景観計画に基づき、景観形成基準のうち色彩に関する基準について解説したものです。これにより都民や事業者、区市町村と連携・協力しながら、都市全体として落ち着きと視覚的に統一感のある街並みの形成を誘導していきます。

色彩については、区域や対象ごとに数値基準が設けられていますので、「基準編」によって当該行為に係る数値基準の内容を確認して下さい。数値基準は周辺の景観特性や対象の規模などを考慮し、緩やかな枠組みとして設定されており、周辺の景観に対して極端に違和感の強い色彩を抑制するものです。

一方、計画地にふさわしい色彩を導き出すためには、周辺との調和を加味した丁寧な色彩計画が欠かせません。このため「活用編」によって、場所や規模に応じた景観調和の考え方や色彩計画の進め方などを確認して下さい。

「基準編」と「活用編」からなる本冊子を活用し、数値基準に適合することはもとより、数値基準の設定主旨をふまえ、周囲の街並みに調和する色彩計画を検討して下さい。